

令和 8 年度事業計画及び収支予算

（ 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日 ）

神奈川県福祉共済協同組合

I 基本方針

当組合は、令和 8 年度に創立 20 周年を迎えます。これまでの事業運営を振り返り、安定した成果を維持しつつ、さらなる成長を目指します。中小企業及び事業者に必要な福利厚生に寄与すべく「傷害共済」及び「生命医療共済」をもって共済事業を展開し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、“かながわで一番愛される協同組合”をビジョンに掲げ、組合員価値の向上に努めてまいります。

我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調にあるものの、依然として不透明な状況にあります。長引く地政学的リスクや戦争の影響、原油をはじめとする原材料価格の高止まりが世界的なインフレ圧力を生んでおり、国内経済の先行きに深刻な影を落とすことが懸念されています。

中小企業においても、円安基調の継続や金利の本格的な上昇が、調達コストの増加や財務負担の悪化を招き、経営の大きな圧迫要因となっています。また、労働需給の逼迫による人手不足は一段と深刻化しており、賃上げ原資の確保や生産性の向上など、直面する課題は山積しており、予断を許さない状況が予測されます。

このような状況の中で、当組合といたしましては、共済事業を通して、組合員たる中小企業者の振興・発展に寄与するという事を念頭に置き、企業で働く皆様にとって、充実感と安心感のある生活を側面から支えることを目指し、募集網の拡充を図るとともに、なお一層の募集力強化に努め、積極的かつ組織的な募集活動を推進し、組合員のニーズに即した共済の保障を提案・提供していくこととし、総収入共済掛金目標 6 億 6,957 万円を掲げ活動してまいります。この目標の達成と業績向上に全力を尽くす所存でありますので、総代をはじめとする組合員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

Ⅱ 事業の概要

1 共済制度の概要

(1) 傷害補償共済Ⅰ・Ⅱ

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

(2) 傷害補償共済Ⅲ

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対する共済金を給付する。

加えて、入院保障に対するニーズが高まっていること及び医療技術の進歩により入院日数が短期化している傾向を受け、入院保障に重点を置いた制度として、入院共済金が支払われる場合には、一時金として入院初期費用共済金を給付することとし、さらに、特約を付帯することにより、主契約の保障内容のうち、入院・手術の事由をさらに手厚く保障する。また、就業中に発症した熱中症について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

(3) 傷害補償共済Ⅲ 800

「傷害補償共済Ⅲ」の保障を半額で提供する制度で年齢にかかわらず月額共済掛金を一律 800 円とし、掛金を少しでも抑えたい中小企業及び事業者のニーズに応えた共済制度。

(4) 業務上災害共済

中小企業の役員・従業員等を保障の対象として、就業中・通勤途上における被共済者の傷害事故について、被災者には死亡・後遺障害・入院の事由に対する共済金を給付し、契約事業所には企業損失の補てんとして企業支援金を給付する。

また、これに加えて、業務用現金の強盗・ひったくり被害による損害に対し、てん補金を給付する。

(5) 生命医療共済

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、契約事業所における福利厚生のための「弔慰金・見舞金規定」に合致するよう保障内容を選択式とした共済制度で、被共済者の死亡・入院・傷害による通院の事由に対し、共済金を給付する。

(6) 中小企業の大黒柱 休業支援共済

中小企業及び事業者の“大黒柱”である役員・事業主等が長期に亘る入院を余儀なくされる事態に直面した場合の休業・廃業等のリスクに備えるため、当座の事業運営資金や生活資金の補てんを目的とする、事業継続のための共済制度で、中小企業及び事業者の役員・事業主等を保障の対象として、被共済者の病気及び傷害事故を原因とする30日以内の入院を1日目から保障するとともに、30日以上入院に対しては、入院共済金日額の70倍を一律保障し、共済金を給付する。

(7) 中小企業の大黒柱 傷害共済制度

中小企業及び事業者の役員・事業主、従業員・家族専従者等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

また、これに加えて、業務用現金の強盗・ひったくり被害による損害に対し、てん補金を給付する。

(8) 生命医療共済（シニア選択緩和型）

全国的に進む少子高齢化の影響により就業年齢が年々高まる傾向を受け、中小企業になくてはならない重要な労働資産として位置づけられる高齢就業者層のニーズに特化した共済制度で、中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、被共済者の病気及び傷害事故を原因とする死亡・入院の事由に対する共済金を給付する。

また、これに加えて、がん治療のため先進医療による療養をうけたとき約定共済金額を上限に当該先進医療の費用を実費給付する。

(9) 福利厚生共済

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、契約事業所における福利厚生のための「弔慰金・見舞金規定」に合致するよう保障内容を選択式とした共済制度で、被共済者の死亡・後遺障害の事由に対し、共済金を給付する。

(10) 労災費用共済

政府労災保険の適用を受ける中小企業及び事業者を保障の対象として、以下4つの企業リスクに対し、共済金を給付する。

- ・労働災害に対する従業員への補償リスク（従業員の業務中のケガを補償）
- ・労働災害による企業の金銭的損失リスク（事業所の費用損失を補填）
- ・労働災害が企業の民事賠償責任に発展した場合の賠償リスク
- ・労働問題により企業が訴えられた場合の対応リスク（労働問題の弁護士費用を補償）

２ 事業の実施方法

- ① 『傷害補償共済Ⅲ』を基本共済・基本制度と位置付け、新規法人事業所を開拓し、募集拡大を図る。
- ② 既存共済代理店と連携した取り組みとして、『労災費用共済』及び『シニアガード』を中心に、当該代理店会員事業所のニーズに沿った情報提供やリスク喚起を実施することで、新規契約による保有の拡大を目指す。
- ③ 新たなマーケットの創出により共済募集網の拡充を図る。
- ④ 組合員サービス体制の見直しを行い、手続きの簡略化及び利便性の向上を図ることで、保有契約維持及び推進強化に繋げる。
- ⑤ 組合員に対して質の高い共済加入付帯サービスを提供し、かつ、当該サービスの利用率の向上を目指すことで、保有契約の維持増強を図る。
- ⑥ 共済金支払率など共済成績の検証を継続的に行い、共済制度の健全性を図る。

３ 事業目標

令和８年度の各共済制度における目標は以下とする。

共 済 種 類	令和８年度末被共済者数		収入共済掛金	
	被 共 済 者 数	前年度比(%)	金 額 (千円)	前年度比(%)
傷 害 補 償 共 済Ⅰ・Ⅱ	4,798	86.0	98,553	88.2
傷 害 補 償 共 済Ⅲ	11,054	106.3	221,832	106.8
傷 害 補 償 共 済Ⅲ800	3,644	113.0	33,134	110.9
業 務 上 災 害 共 済	2,407	90.9	29,179	95.2
生 命 医 療 共 済	3,756	101.6	58,051	101.1
大黒柱休業支援共済	1,481	104.4	48,148	102.0
大黒柱傷害共済制度	331	84.7	3,442	90.2
生 命 医 療 共 済 (シニア選択緩和型)	1,542	108.4	57,159	105.9
福 利 厚 生 共 済	3,425	91.9	76,462	94.7
労 災 費 用 共 済	470	194.2	43,617	153.0
合 計	32,908	100.5	669,577	102.8

※ 傷害補償共済、傷害補償共済Ⅲ、生命医療共済及び生命医療共済（シニア選択緩和型）における「収入共済掛金」には、特約分を含みます。

4 共済金支払見込

令和8年度の各共済制度における共済金支払見込は以下とする。

共 済 種 類	令和8年度共済金支払見込	
	金 額 (千円)	支 払 率 (%)
傷 害 補 償 共 済 I・II	66,865	67.9
傷 害 補 償 共 済 III	76,226	34.4
傷 害 補 償 共 済 III 800	8,284	25.0
業 務 上 災 害 共 済	7,003	24.0
生 命 医 療 共 済	14,513	25.0
大黒柱休業支援共済	11,074	23.0
大黒柱傷害共済制度	585	17.0
生 命 医 療 共 済 (シニア選択緩和型)	8,571	15.0
福 利 厚 生 共 済	22,174	29.0
労 災 費 用 共 済	8,723	20.0
合 計	224,018	33.5

※ 傷害補償共済、傷害補償共済Ⅲ、生命医療共済及び生命医療共済（シニア選択緩和型）における「共済金支払見込」には、特約分を含みます。

※ 生命医療共済（シニア選択緩和型）及び労災費用共済は、中小企業福祉共済協同組合連合会（中済連）と当組合の共同共済事業による制度であり、中済連と当組合が連帯して共済契約者と共済契約を締結しますが、共済引受責任（共済支払負担）は、中済連が100%負うことになります。

※ 支払率(%)＝共済金支払見込金額／収入共済掛金額×100

Ⅲ 組 織 体 制

1 総代会・理事会

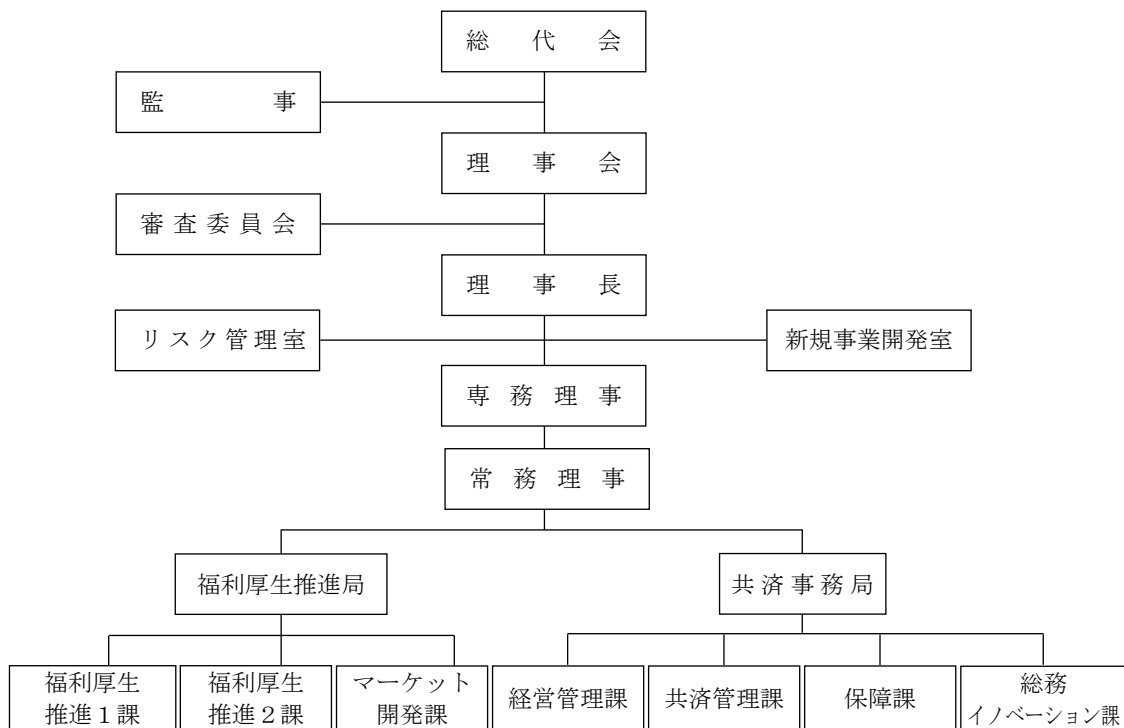
理事及び監事の改選

「定款第26条の規定に従い、就任後第2回目の通常総代会に当たる、本総代会の終結をもって任期満了となるすべての監事を改選する。」旨、及び「理事2名退任に伴い新たに理事2名を選任する。」旨、付議する。

2 運営組織

組合員拡大 及び 組合員に対するより良いサービスの向上を目指し、より迅速かつ効果的な業務運営を実践するため、攻めの組織体制として、共済募集力の強化 及び 内部管理態勢の確保に努める。

◆ 体制図 ◆



【 令和8年4月1日現在 】

収 支 予 算

（ 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日 ）

神奈川県福祉共済協同組合

事業費用の部	金額(千円)	事業収益の部	金額(千円)
共 済 金	224,018	共 済 掛 金	669,577
再 保 険 料	111,669	再 保 険 金	43,810
連 合 会 共 済 掛 金	52,270	連 合 会 共 済 金	17,288
共 済 責 任 保 険 料	81,315	共 済 責 任 保 険 金	67,102
事 業 費	361,179	再 保 険 手 数 料	49,289
諸 税 負 担 金	2,200	受 取 手 数 料	21,000
減 価 償 却 費	9,000		
退職給付引当金繰入	5,210		
普通支払準備金繰入	48,000	普通支払準備金戻入	49,647
I B N R 準備金繰入	36,000	I B N R 準備金戻入	37,518
普通責任準備金繰入	57,000	普通責任準備金戻入	59,087
異常危険準備金繰入	6,000	共済普及推進引当金戻入	10,000
事業費用合計	993,861	事業収益合計	1,024,318
事業総利益金額	30,457		
事業外費用の部		事業外収益の部	
		利息配当金収入	1,509
		雑 収 入	50
事業外費用合計	0	事業外収益合計	1,559
経常利益金額	32,016		
特別損失の部		特別利益の部	
特別損失合計	0	特別利益合計	0
税引前当期純利益金額	32,016		
法 人 税 等	9,803		
当期純利益金額	22,213		